

教育職員免許状 取得のための課程

教育職員免許状
取得のための課程

教育職員免許状取得のための課程

I 教育職員免許状取得のための課程の履修について

教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という）とは、教育職員の資格を得るために必要な課程である。現行の制度では大学において、文部科学省の認定を経て、正規の卒業のための課程と併合するかたちで教職課程を開設することができる。

本学においてもⅡ以下で述べる課程を開設している。教職課程の授業科目は、卒業のための正規の課程とほとんど重なっているが、その他に「教育の基礎的理解に関する科目等」など、卒業のための授業科目以外に多数の授業科目を履修しなければならない。

教職課程を履修するにあたってはそれぞれによって考えが違うであろうが、原則として将来教員になろうとする者でなければならない。学生諸君にとっては何といっても大学を卒業することがいちばん大切で、その上で教職課程を履修しようとするためには、熱意があって、最後まで頑張る自信がなければならない。最近の教員採用は数において少なく、質においてもきわめて高度なものを要求されており、教職課程を履修しようとする者は、これらの状況を十分踏まえた上で、履修しなければならない。

II 本学における教育職員免許状の取得について

1. 免許状の種類及び教科

本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科は、以下に示す第1表のとおりである。

第1表

学部・学科		免許状の種類		中学校教諭一種 免許状	高等学校教諭一種 免許状	栄養教諭 一種免許状
経済学部	経済学科	社会	会	公	民	
現代政策学部	社会経済システム学科	社会	会	公	民	
経営学部	マネジメント総合学科	社会	会	公民・商業・情報		
理学部	数学学科	数	学	数学・情報		
	化学学科	理	科	理	科	
薬学部	薬科学科	理	科	理	科	
	医療栄養学科					栄養

2. 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許状を取得するためには、学士の学位を有し、さらに教育職員免許法に定める最低修得単位を修得しなければならない。

本学では、Ⅲで述べる第3表～第18表のとおり授業科目を開設しているので、各表の最低修得単位を修得し、同時に卒業に必要な単位を修得しなければならない。

なお、第3表～第5表は各教科免許状共通、第6表～第18表は教科免許状別となっている。

3. 教育職員免許法に定める最低修得単位数

教育職員免許法に定める最低修得単位数は、以下に示す第2表のとおりである。

第2表

免許状の種類	中学校教諭一種 免許状	高等学校教諭一種 免許状	栄養教諭 一種免許状
教科及び教科の指導法に関する科目 (栄養教諭は、栄養に係る教育に関する科目)	28 単位	24 単位	4 単位
教育の基礎的理解に関する科目等	27 単位	23 単位	18 単位
大学が独自に設定する科目	4 単位	12 単位	
合 計	59 単位	59 単位	22 単位

III 単位の修得及び履修方法

教職課程の履修希望者は、専門科目、関連科目履修の一部に限定を受け、各学部・学科所定の卒業に必要な単位の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目（栄養教諭は、栄養に係る教育に関する科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」の単位を修得しなければならない。

なお、「教職関連科目」は学則第70条により、自由科目であり、一部の科目を除き卒業に必要な単位数（卒業要件）に算入されないので、履修計画を立てる上で注意が必要である。

1. 関連科目分野の関係

第3表

教育職員免許法上、下記の授業科目について各科目区分の中から、それぞれ2単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分及び単位数		本 学 開 設 科 目							
科目区分	単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次					
				経済	現代政策	経営	数	化	葉科
日本国憲法	2	現代社会と法Ⅰ (日本国憲法)	2	1	—	1	1	1	1
		現代社会と法 (日本国憲法)	2	—	1	—	—	—	—
体 育	2	生涯スポーツ論	2	1	—	1	1	1	—
		スポーツ科学Ⅰ	2	1	1	1	1	1	1
		スポーツ科学Ⅱ	2	1	1	1	1	1	1
		スポーツ科学Ⅲ	2	2	2	2	2	2	—
		スポーツ科学Ⅳ	2	2	2	2	2	2	—
		スポーツ経営論	2	—	2	—	—	—	—
		スポーツ産業論	2	—	2	—	—	—	—
		スポーツ・マネジメント論Ⅰ	2	3・4	—	3・4	3・4	—	—
		スポーツ・マネジメント論Ⅱ	2	3・4	—	3・4	3・4	—	—
		スポーツ・マネジメント論A	2	—	3・4	—	—	—	—
		スポーツ・マネジメント論B	2	—	3・4	—	—	—	—
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーション基礎英語C	2	1	1	1	1	1	1
		コミュニケーション基礎英語D	2	1	1	1	1	1	1
情報機器の操作	2	コンピュータ・リテラシーⅠ	2	1	—	1	1	1	—
		コンピュータ・リテラシーⅡ	2	1	—	1	1	—	—
		コンピュータ・リテラシーA	2	—	1	—	—	—	—
		コンピュータ・リテラシーB	2	—	1	—	—	—	—
		コンピュータ入門(演習含む)	2	—	—	—	—	2	—
		情報科学(演習含む)	2	—	—	—	—	—	2
		栄養情報科学演習	2	—	—	—	—	—	1

免許法施行規則第66条の6に定める科目区分の「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各科目区分の中より、それぞれ2単位以上選択必修となる。

2. 教職課程の科目分野の関係

教職課程の科目は、各学部・学科の専門科目及び関連科目、自由科目分野からなっており、教育職員免許法上「教科及び教科の指導法に関する科目（栄養教諭は、栄養に係る教育に関する科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」の3種類に大別される。

（1）教育の基礎的理解に関する科目等

「教育の基礎的理解に関する科目等」は教育職員免許状を取得する上で、一部の科目を除き必修となる。

第4-1表（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）

次の条件を満たして修得しなければならない。

- ① 「中学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は、☆印及び＊印の付している科目を修得しなければならない。
 - ② 「高等学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は、☆印の付している科目を修得しなければならない。
- なお、＊印の付してある科目を、「高等学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者が修得した場合には「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てることとする。
- ③ 「教育史」は選択科目であるが、より幅広い教職教養の形成という意味から履修することが望ましい。なお、単位を修得した場合には「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てることとする。

授業科目	単位数	履修年次					
		経済	現代政策	経営	数	化	薬科
☆教育学概論 A	2			1			
☆教職論	2			1			
☆生徒指導 (進路指導の理論及び方法を含む)	2			2			
☆教育心理学	2			2		1	
☆教育学概論 B	2			2		1	
☆教育方法 (コンピュータ活用を含む)	2			2		1	
☆特別支援教育	2			2		1	
教育史	2			2		1	
*道徳教育の理論と指導法	2			2		1	
☆教育課程論 (総合的な学習の時間の指導法を含む)	2			2		1	

授業科目	単位数	履修年次					
		経済	現代政策	経営	数	化	薬科
☆特別活動論	2			3			
☆教育相談（カウンセリングを含む）	2			3			
☆教職実践演習（中・高）	2			4			
☆教育実習Ⅰ (事前及び事後指導を含む)	3			4			
*教育実習Ⅱ	2			4			

第4-2表（栄養教諭一種）

次の条件を満たして修得しなければならない。

- ① 「栄養教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は、☆印の付している科目を修得しなければならない。
- ② 「教育史」は選択科目であるが、より幅広い教職教養の形成という意味から履修することが望ましい。なお、単位を修得した場合には「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

授業科目	単位数	履修年次	授業科目	単位数	履修年次
☆道徳教育の理論と指導法	2	1	☆教育課程論 (総合的な学習の時間の指導法を含む)	2	2
☆教育学概論A	2	1	☆教育心理学	2	1
☆教育学概論B	2	1	☆特別活動論	2	3
☆教育方法 (コンピュータ活用を含む)	2	1	☆教育相談 (カウンセリングを含む)	2	3
☆教職論	2	1	☆教職実践演習（栄養教諭）	2	4
教育史	2	1	☆栄養教育実習 (事前及び事後指導を含む)	2	4
☆生徒指導 (進路指導の理論及び方法を含む)	2	2	☆特別支援教育	2	1

(2) 大学が独自に設定する科目

大学が独自に設定する科目とは教育職員免許状を取得する上で、次の条件を満たして修得しなければならない。開設科目は以下に示す第5表のとおりである。

- ① 「中学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は、*印の付している科目を修得しなければならない。
- ② 「中学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は「介護等体験実習（事前及び事後指導を含む）」以外に「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理義に関する科目等」について、併せて2単位以上を修得しなければならない。
- ③ 「高等学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理義に関する科目等」について、併せて12単位以上を修得しなければならない。

第5表

授業科目	単位数	履修年次					
		経済	現代政策	経営	数	化	薬科
*介護等体験実習 (事前及び事後指導を含む)	2			3			
学校と図書館	2			2			
ジェンダー・教育・ダイバーシティ	2			2			
スチューデント・インターンシップI	1			2			
スチューデント・インターンシップII	1			2			
スチューデント・インターンシップIII	1				3		
スチューデント・インターンシップIV	1				3		

(3) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

「教科及び教科の指導法に関する科目」とは、教育職員免許状の授与を受けるうえで、教科別に定められた科目で、各学部・学科の専門科目、関連科目及び教職関連科目からなっている。

教育職員免許法に規定される、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数及び本学での開設科目は、次ページから示す第6表～第18表のとおりである。

なお、各学部・学科の授業科目の単位数に○印を付してある科目は学部の必修科目、無印は選択科目を示す。また、科目名の前に☆印及び*印を付してある科目は、各科目区分の一般的包括的な内容を含む科目を表す。教育職員免許の資格を得ようとする者は、☆印の付してある科目は、必修科目であり、★印の付してある科目は、「中学校教諭一種免許状」の資格を得ようとする者は修得しなければならない。*印の付してある科目は、選択必修科目であるので、履修にあたっては注意すること。また、「教科教育法」は3年生になると履修することができ、取得希望の免許状の科目を教育実習に行く前年度までに修得しなければならない。

第6表 社会科コース（経済学部）

次の条件を満たして、32単位以上を修得しなければならない。なお、28単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

① 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。

② 「哲学、倫理学、宗教学」の分野の＊印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は「東洋哲学概説」と「西洋哲学概説」又は「倫理学概説Ⅰ」と「倫理学概説Ⅱ」のいずれかから4単位以上修得しなければならない。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
中 学 校 一 種	日本史・外国史	☆日本史概説Ⅰ	2	3
		☆日本史概説Ⅱ	2	3
		☆外国史概説	2	3
	地理学（地誌を含む。）	☆地理学（地誌を含む）Ⅰ	2	2
		☆地理学（地誌を含む）Ⅱ	2	2
		経済地理学Ⅰ	2	3・4
		経済地理学Ⅱ	2	3・4
	「法律学、政治学」	財産法Ⅰ	2	2
		財産法Ⅱ	2	2
		☆政治学概説Ⅰ	2	2
		☆政治学概説Ⅱ	2	2
		国際政治論	2	3・4
		労働法Ⅰ	2	3・4
		労働法Ⅱ	2	3・4
「社会学、経済学」	「社会学、経済学」	国際ボランティア論	2	1
		地域ボランティア論	2	1
		日本の産業Ⅱ	2	1
		経済史概論Ⅰ	2	1
		経済史概論Ⅱ	2	1
		経済思想史Ⅰ	2	2
		経済思想史Ⅱ	2	2
		☆ミクロ経済学Ⅰ	2	2
		☆ミクロ経済学Ⅱ	2	2
		☆マクロ経済学Ⅰ	2	2
		☆マクロ経済学Ⅱ	2	2
		日本経済論Ⅰ	2	2
		日本経済論Ⅱ	2	2
		経済政策Ⅰ	2	2
		経済政策Ⅱ	2	2
		国際経済論Ⅰ	2	2
		国際経済論Ⅱ	2	2

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
中 学 校 一 種	「社会学、経済学」	交通経済論 I	2	3・4
		交通経済論 II	2	3・4
		都市経済論 I	2	3・4
		都市経済論 II	2	3・4
		地方財政 I	2	3・4
		地方財政 II	2	3・4
		産業社会学 I	2	3・4
	「哲学、倫理学、宗教学」	産業社会学 II	2	3・4
		* 東洋哲学概説	2	3
		* 西洋哲学概説	2	3
		* 倫理学概説 I	2	3
		* 倫理学概説 II	2	3
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆社会科教育法 A	4	3
		☆社会科教育法 B	4	3

第7表 社会科コース（現代政策学部）

次の条件を満たして、32単位以上を修得しなければならない。なお、28単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

①科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。

②「哲学、倫理学、宗教学」の分野の＊印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は「東洋哲学概説」と「西洋哲学概説」又は「倫理学概説A」と「倫理学概説B」のいずれかから4単位以上修得しなければならない。なお、単位数に○印の付してある科目は現代政策学部の基本科目である。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
中 学 校 一 種	日本史・外国史	経済史入門	2	1
		比較経済史	2	1
		☆ 日本史概説A	2	3
		☆ 日本史概説B	2	3
		☆ 外国史概説	2	3
	地理学（地誌を含む。）	☆ 地理学A（地誌を含む）	2	2
		☆ 地理学B	2	2
	「法律学、政治学」	日常生活と法（民法入門）	2	1
		家族と法（民法入門）	2	1
		企業と法（商法入門）	2	1
		現代社会と法（国際法を含む）	2	1
		☆ 政治学A	2	2
		☆ 政治学B	2	2
		民法（総則）	2	2
		民法（物権）	2	2
		民法（債権総論）	2	3・4
		民法（債権各論）	2	3・4
	「社会学、経済学」	政策研究基礎A	(2)	1
		政策研究基礎B	(2)	1
		基礎経済学A	2	1
		基礎経済学B	2	1
		基礎社会学A	2	1
		基礎社会学B	2	1
		☆ マクロ経済理論A	2	2
		☆ マクロ経済理論B	2	2
		☆ ミクロ経済理論A	2	2
		☆ ミクロ経済理論B	2	2
		金融システム論	2	2

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
中 学 校 一 種	「社会学、経済学」	金融政策論	2	2
		国際経済論 A	2	3・4
		国際経済論 B	2	3・4
		社会保障財政 A	2	3・4
		社会保障財政 B	2	3・4
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学入門 A	2	1
		哲学入門 B	2	1
		* 東洋哲学概説	2	3
		* 西洋哲学概説	2	3
		* 倫理学概説 A	2	3
		* 倫理学概説 B	2	3
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆社会科教育法 A	4	3
		☆社会科教育法 B	4	3

第8表 社会科コース（経営学部）

次の条件を満たして、32単位以上を修得しなければならない。なお、28単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ② 「哲学、倫理学、宗教学」の分野の＊印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は「東洋哲学概説」と「西洋哲学概説」又は「倫理学概説Ⅰ」と「倫理学概説Ⅱ」のいずれかから4単位以上修得しなければならない。
- ③ 「法律学、政治学」「社会学、経済学」分野の必修科目以外の中から、第5表 大学が独自に設定する科目と併せて2単位以上選択必修。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
中 学 校 一 種	日本史・外国史	☆日本史概説Ⅰ	2	3
		☆日本史概説Ⅱ	2	3
		☆外国史概説	2	3
	地理学（地誌を含む。）	☆地理学（地誌を含む）Ⅰ	2	2
		☆地理学（地誌を含む）Ⅱ	2	2
		経済地理学Ⅰ	2	3・4
		経済地理学Ⅱ	2	3・4
	「法律学、政治学」	民法ⅠA	2	2
		民法ⅠB	2	2
		☆政治学概説Ⅰ	2	2
		☆政治学概説Ⅱ	2	2
		国際政治論	2	3・4
		労働法Ⅰ	2	3・4
		労働法Ⅱ	2	3・4
中 学 校 一 種	「社会学、経済学」	国際ボランティア論	2	1
		地域ボランティア論	2	1
		経済史概論Ⅰ	2	1
		経済史概論Ⅱ	2	1
		経済思想史Ⅰ	2	1
		経済思想史Ⅱ	2	1
		日本の産業Ⅱ	2	1
		☆マクロ経済学入門	2	1
		☆ミクロ経済学入門	2	1
		日本経済論Ⅰ	2	2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	「哲学、倫理学、宗教学」	日本経済論Ⅱ	2	2
		経済政策Ⅰ	2	2
		経済政策Ⅱ	2	2
		国際経済論Ⅰ	2	3・4
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	「社会科」	国際経済論Ⅱ	2	3・4
		交通経済論Ⅰ	2	3・4
		交通経済論Ⅱ	2	3・4
		地方財政Ⅰ	2	3・4
		地方財政Ⅱ	2	3・4
		産業社会学Ⅰ	2	3・4
		産業社会学Ⅱ	2	3・4

第9表 公民科コース（経済学部）

次の条件を満たして、36単位以上を修得しなければならない。なお、24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ② 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の分野の＊印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は「東洋哲学概説」と「西洋哲学概説」又は「倫理学概説Ⅰ」と「倫理学概説Ⅱ」のいずれかから4単位以上修得しなければならない。
- ③ 「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」「社会学、経済学(国際経済を含む。)」分野の必修科目以外の中から、第5表 大学が独自に設定する科目と併せて12単位以上選択必修。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
高 等 学 校 一 種	「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	財産法Ⅰ	2	2
		財産法Ⅱ	2	2
		☆政治学概説Ⅰ	2	2
		☆政治学概説Ⅱ	2	2
		国際政治論	2	3・4
		労働法Ⅰ	2	3・4
	「社会学、経済学(国際経 済を含む。)」	労働法Ⅱ	2	3・4
		国際ボランティア論	2	1
		地域ボランティア論	2	1
		日本の産業Ⅱ	2	1
		経済史概論Ⅰ	2	1
		経済史概論Ⅱ	2	1
		経済思想史Ⅰ	2	2
		経済思想史Ⅱ	2	2
		☆ミクロ経済学Ⅰ	2	2
		☆ミクロ経済学Ⅱ	2	2
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	☆マクロ経済学Ⅰ	2	2
		☆マクロ経済学Ⅱ	2	2
		日本経済論Ⅰ	2	2
		日本経済論Ⅱ	2	2
		経済政策Ⅰ	2	2
		経済政策Ⅱ	2	2
		☆国際経済論Ⅰ	2	2
		☆国際経済論Ⅱ	2	2
		交通経済論Ⅰ	2	3・4
		交通経済論Ⅱ	2	3・4
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	都市経済論Ⅰ	2	3・4
		都市経済論Ⅱ	2	3・4
		地方財政Ⅰ	2	3・4
		地方財政Ⅱ	2	3・4
	☆東洋哲学概説	産業社会学Ⅰ	2	3・4
		産業社会学Ⅱ	2	3・4
	☆西洋哲学概説	2	3	
		2	3	
	☆倫理学概説Ⅰ	2	3	
		2	3	
	☆倫理学概説Ⅱ	2	3	
		2	3	
	☆公民科教育法A	2	3	
		2	3	
	☆公民科教育法B	2	3	
		2	3	

第10表 公民科コース（現代政策学部）

次の条件を満たして、36単位以上を修得しなければならない。なお、24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ①科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ②「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の分野の*印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は「東洋哲学概説」と「西洋哲学概説」又は「倫理学概説A」と「倫理学概説B」のいずれかから4単位以上修得しなければならない。
- ③「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」分野の必修科目と単位数に○印の付してある科目以外から、第5表 大学が独自に設定する科目と併せて12単位以上選択必修。なお、単位に○印の付してある科目は現代政策学部の基本科目である。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
高 等 学 校 一 種	「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	日常生活と法（民法入門）	2	1
		家族と法（民法入門）	2	1
		企業と法（商法入門）	2	1
		現代社会と法（国際法を含む）	2	1
		☆政治学A	2	2
		☆政治学B	2	2
		民 法（総則）	2	2
		民 法（物権）	2	2
		民 法（債権総論）	2	3・4
		民 法（債権各論）	2	3・4
高 等 学 校 一 種	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	政策研究基礎A	(2)	1
		政策研究基礎B	(2)	1
		基礎経済学A	2	1
		基礎経済学B	2	1
		基礎社会学A	2	1
		基礎社会学B	2	1
		☆マクロ経済理論A	2	2
		☆マクロ経済理論B	2	2
		☆ミクロ経済理論A	2	2
		☆ミクロ経済理論B	2	2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	金融システム論	2	2
		金融政策論	2	2
		国際経済論A	2	3・4
		国際経済論B	2	3・4
		社会保障財政A	2	3・4
		社会保障財政B	2	3・4
		哲学入門A	2	1
		哲学入門B	2	1
		* 東洋哲学概説	2	3
		* 西洋哲学概説	2	3
		* 倫理学概説A	2	3
		* 倫理学概説B	2	3
		☆公民科教育法A	2	3
		☆公民科教育法B	2	3

第11表 公民科コース（経営学部）

次の条件を満たして、36単位以上を修得しなければならない。なお、24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ② 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の分野の＊印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は「東洋哲学概説」と「西洋哲学概説」又は「倫理学概説Ⅰ」と「倫理学概説Ⅱ」のいずれかから4単位以上修得しなければならない。
- ③ 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」分野の必修科目以外の中から、第5表 大学が独自に設定する科目と併せて12単位以上選択必修。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
高 等 学 校 一 種	「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	民法Ⅰ A	2	2
		民法Ⅰ B	2	2
		☆ 政治学概説Ⅰ	2	2
		☆ 政治学概説Ⅱ	2	2
		国際政治論	2	3・4
		労働法Ⅰ	2	3・4
	「社会学、経済学（国際経 済を含む。）」	労働法Ⅱ	2	3・4
		国際ボランティア論	2	1
		地域ボランティア論	2	1
		経済史概論Ⅰ	2	1
		経済史概論Ⅱ	2	1
		経済思想史Ⅰ	2	1
		経済思想史Ⅱ	2	1
		日本の産業Ⅱ	2	1
		☆ マクロ経済学入門	2	1
		☆ ミクロ経済学入門	2	1
		日本経済論Ⅰ	2	2
		日本経済論Ⅱ	2	2
		経済政策Ⅰ	2	2
		経済政策Ⅱ	2	2
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	☆ 国際経済論Ⅰ	2	3・4
		☆ 国際経済論Ⅱ	2	3・4
		交通経済論Ⅰ	2	3・4
		交通経済論Ⅱ	2	3・4
		地方財政Ⅰ	2	3・4
		地方財政Ⅱ	2	3・4
		産業社会学Ⅰ	2	3・4
		産業社会学Ⅱ	2	3・4
		* 東洋哲学概説	2	3
		* 西洋哲学概説	2	3
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	* 倫理学概説Ⅰ	2	3
		* 倫理学概説Ⅱ	2	3
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆ 公民科教育法A	2	3
		☆ 公民科教育法B	2	3

第12表 商業科コース（経営学部）

次の条件を満たして、36単位以上を修得しなければならない。なお、24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 単位数に○印の付してある科目は、経営学部専門科目分野の必修科目である。
- ② 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ③ 「商業の関係科目」分野の必修科目以外の中から、第5表 大学が独自に設定する科目と併せて12単位以上選択必修。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本学開設科目		
		授業科目	単位数	履修年次
高等 学 校 一 種	商業の関係科目	☆会計入門Ⅰ	②	1
		☆会計入門Ⅱ	②	1
		会計学Ⅰ	2	1
		会計学Ⅱ	2	1
		経営分析Ⅰ	2	1
		経営分析Ⅱ	2	1
		原価計算Ⅰ	2	1
		原価計算Ⅱ	2	1
		管理会計Ⅰ	2	1
		管理会計Ⅱ	2	1
		経営学Ⅰ	②	2
		経営学Ⅱ	②	2
		マーケティング論Ⅰ	②	2
		マーケティング論Ⅱ	②	2
		財政学Ⅰ	2	2
		財政学Ⅱ	2	2
		☆流通経済論Ⅰ	2	3・4
		☆流通経済論Ⅱ	2	3・4
		国際マーケティングⅠ	2	3・4
		国際マーケティングⅡ	2	3・4
		経営財務論Ⅰ	2	3・4
		経営財務論Ⅱ	2	3・4
		国際会計Ⅰ	2	3・4
		国際会計Ⅱ	2	3・4
		税務会計Ⅰ	2	3・4
		税務会計Ⅱ	2	3・4
		市場調査論	2	3・4
		消費者行動論	2	3・4
		人事労務論Ⅰ	2	3・4
		人事労務論Ⅱ	2	3・4
		福祉経済論Ⅰ	2	3・4
		福祉経済論Ⅱ	2	3・4
職業指導	☆職業指導Ⅰ	2	3	
		☆職業指導Ⅱ	2	3
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆商業科教育法A	2	3	
		☆商業科教育法B	2	3

第13表 情報科コース（経営学部）

次の条件を満たして、36単位以上を修得しなければならない。なお、24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 単位数に○印の付してある科目は、経営学部専門分野の必修科目である。
- ② 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ③ 科目名の前に☆印のある科目以外の中から第5表 大学が独自に設定する科目と併せて16単位以上選択必修。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
高 等 学 校 一 種	情報社会・情報倫理	情報学概論	2	1
		☆ 情報倫理とセキュリティー	2	1
		情報化社会と法	2	1
		情報学特講IV	2	2
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	シミュレーション演習入門	2	1
		☆ 情報技術 I	②	1
		情報学特講 I	2	2
		情報学特講 II	2	2
		☆ データマイニング I	2	3・4
		データマイニング II	2	3・4
	情報システム(実習を含む。)	☆ 情報技術 II	②	1
		☆ プログラミング I	2	3・4
		プログラミング II	2	3・4
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	☆ 情報デザイン演習 I	2	2
		情報学特講 III	2	2
	マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	☆ 情報デザイン演習 II	2	2
		メディア・リテラシー	2	2
	情報と職業	☆ 情報エキスパート I	2	1
		情報エキスパート II	2	1
		マーケティング・コミュニケーション	2	2
		オフィス革新論	2	3・4
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆ 情報科教育法 A	2	3
		☆ 情報科教育法 B	2	3

第14表 数学科コース（理学部・数学科）

次の条件を満たして、中学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は32単位以上、高等学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は36単位以上を修得しなければならない。なお、中学校一種免許状の場合は28単位、高等学校一種免許状の場合は24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 単位数に○印の付してある科目は、数学科専門科目分野の必修科目である。
- ② 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。★印のある科目は中学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ③ 科目名の前に＊印のある科目は、その科目区分の中でいずれか4単位（同一名の科目でA・Bにわかかれている場合はA・B双方）を修得しなければならない。

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学開設科目		
		授業科目	単位数	履修年次
中学校・高等学校一種	代数学	線型代数学 I	⑧	1
		線型代数学 II	④	2
		☆代数学基礎	④	2
		代数学	4	2
	幾何学	*幾何学	4	2
		*位相数学 A	2	2
		*位相数学 B	2	2
	解析学	☆微分積分学 I	⑧	1
		☆微分積分学 II	④	2
		解析学	4	2
	「確率論、統計学」	☆統計数学 I	2	2
		統計数学 II	2	2
	コンピュータ	*計算機数学 A	2	2
		*計算機数学 B	2	2
		*情報数学 A	2	3・4
		*情報数学 B	2	3・4
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆数学科教育法 A	2	3
		☆数学科教育法 B	2	3
		★数学科教育法 C	2	3
		★数学科教育法 D	2	3

第15表 情報科コース（理学部・数学科）

次の条件を満たして、36単位以上を修得しなければならない。なお、24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ② ☆印のある科目以外から18単位以上選択必修。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
高等 学 校 一 種	情報社会・情報倫理	☆情 報 研 究 I	2	3・4
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	☆計算機入門 I	2	1
		離散数学	2	1
		実用アルゴリズム論A	2	3・4
		実用アルゴリズム論B	2	3・4
	情報システム(実習を含む。)	数理モデル論 I	2	3・4
		数理モデル論 II	2	3・4
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	計算機入門 II	2	1
		☆情報システム論 I	2	3・4
		情報システム論 II	2	3・4
高等 学 校 一 種	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	☆プログラミング I A	2	2
		☆プログラミング I B	2	2
		プログラミング II A	2	3・4
		プログラミング II B	2	3・4
		符号理論 A	2	3・4
		符号理論 B	2	3・4
		暗号理論 A	2	3・4
		暗号理論 B	2	3・4
	マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	☆コンピュータによる統計	2	2
		数式処理による解析	2	2
		数式処理による代数 A	2	3・4
		数式処理による代数 B	2	3・4
		応用数値解析 I	2	3・4
		応用数値解析 II	2	3・4
	情報と職業	☆情報研究 II	2	3・4
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆情報科教育法 A	2	3
		☆情報科教育法 B	2	3

第16表 理科（理学部・化学科）

次の条件を満たして、中学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は32単位以上、高等学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は36単位以上を修得しなければならない。なお、中学校一種免許状の場合は28単位、高等学校一種免許状の場合は24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 単位数に○印の付してある科目は、化学科専門科目分野の必修科目である。
- ② 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。★印のある科目は中学校教諭一種免許状を得ようとする者は修得しなければならない。
- ③ 科目名の前に＊印のある科目は選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者はいずれか1科目2単位以上を修得しなければならない。
- ④ 高等学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は、修得単位数が第5表 大学が独自に設定する科目と併せて36単位となるよう注意すること。

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学開設科目		
		授業科目	単位数	履修年次
中学校・高等学校一 種	物理学	*物理学I *物理学II	4 2	1 2
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	☆物理学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	2
	化学	☆分子と物質 基礎無機化学 基礎有機化学 物理化学I 無機化学I 有機化学I 分析化学	④ ② ② 4 4 4 4	1 1 1 2 2 2 2
		基礎化学実験 無機分析化学実験 有機化学実験 ☆物理化学実験 (コンピュータ活用を含む)	② ② ② ②	2 2 3 3
		☆生物学概論	2	2
		☆生物学実験 (コンピュータ活用を含む) 生化学実験	1 ②	2 3
	地学	☆地圈環境	2	2
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	☆地学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	2
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	☆理科教育法A ☆理科教育法B ★理科教育法C ★理科教育法D	2 2 2 2	3 3 3 3

第17表 理科（薬学部・薬科学科）

次の条件を満たして、中学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は32単位以上、高等学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は36単位以上を修得しなければならない。なお、中学校一種免許状の場合は28単位、高等学校一種免許状の場合は24単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることとする。

- ① 単位数に○印の付してある科目は、薬科学科専門科目分野の必修科目である。
- ② 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。★印のある科目は中学校教諭一種免許状の資格を得ようとする者は修得しなければならない。
- ③ 科目名の前に＊印のある科目は、物理学の関係科目分野の選択必修科目であり、免許の資格を得ようとする者はいずれか1科目を修得しなければならない。

免許状 の種類	免許法施行規則 に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授 業 科 目	単位数	履修年次
中 学 校 ・ 高 等 学 校 一 種	物理学	*物理学A	2	1
		*物理学B	2	1
		物理化学A	(2)	1
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	☆物理学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	1
		☆化学A	(2)	1
	化学	☆化学B	(2)	1
		☆有機化学A	(2)	2
		☆有機化学B	(2)	2
		☆分析化学	(2)	2
		機能性食品科学A	(2)	2
		化粧品・香粧品学A	(2)	2
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	☆薬科学実習A (コンピュータ活用を含む)	(2)	1
		☆生物学A	(2)	1
	生物学	☆生物学B	(2)	1
		☆解剖学	(2)	1
		微生物学	(2)	1
		☆生物学実習B	(2)	1
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	☆生物学実習C (コンピュータ活用を含む)	(2)	2
		☆地図環境	2	1
	地学	☆地学実験 (コンピュータ活用を含む)	1	1
		☆理科教育法 A	2	3
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用 を含む。)	☆理科教育法 B	2	3
		★理科教育法 C	2	3
		★理科教育法 D	2	3

第18表 栄養教諭（薬学部 医療栄養学科）

次の条件を満たして、4単位を修得しなければならない。

- ① 科目名の前に☆印のある科目は必修科目であり、免許の資格を得ようとする者は修得しなければならない。

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本 学 開 設 科 目		
		授業科目	単位数	履修年次
栄養教諭一種	栄養に係る教育に関する科目	☆栄養教諭概論A ☆栄養教諭概論B	2 2	3 3

IV 教職課程履修についての注意

- 1 教職課程を履修しようとする者は、次の各項目に留意すること。
 - (1) 各年次のオリエンテーションを受けること（オリエンテーションの際は学生便覧を持参すること）。
 - (2) 教職課程の規程に従い1年次から履修計画を立てること。

ただし、履修にあたっては、卒業に必要な科目の履修を優先し、その上で、教職課程の履修を考えること。

したがって、時間割上で履修したい教職関連科目「教科及び教科の指導法に関する科目（栄養教諭は、栄養に係る教育に関する科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」と学部の専門科目等が同一时限に重複している場合は、前述の原則に従って履修計画を立てること。
 - (3) 上級年次の科目を履修することはできない。上級年次の者が、下級年次に配当された科目を履修することは差し支えないが、時間割編成上、学部の専門科目等と重複する場合があるので、いずれの科目も配当年次に履修し単位を修得することが望ましい。
 - (4) 編入学した者は、学部の授業科目として認定された単位が必ずしも免許法上の単位とは限らないので、オリエンテーションの際、個別指導を受けること。
 - (5) 教職課程からの連絡は、教職課程専用の掲示板とJUnaviによって行う。

2 教育実習について

教育実習は、原則として4年生前期（通常6月上旬から中学校3週間・高等学校2週間・栄養教諭1週間）に行なわれる。

教育実習期間中、教壇に立つと諸君の学力や人間性がそのまま現れてくる。

したがって、諸君は、教職課程の履修に際して、単に必要な単位を修得すれば良いなどという考え方ではないで、教職に就くための最善の努力をする必要がある。

教壇に立って「人間を教える」に足る十分な学力を身につけるために、いずれの授業科目もしっかり勉強しなければならない。

また、サークル・クラブ活動やボランティア活動等も豊かな人間性を磨く上で有意義な経験となる。

教師を目指す諸君には、特に、積極的な学生生活を望む。

(1) 教育実習履修資格

教育実習は全国の中学校又は高等学校（栄養教諭は小学校又は中学校）で行う。学生が教職に就こうとする強い意志を持たずに安易な気持ちで受けると、実習校の正常な教育

活動を妨げる恐れがある。そのため教育実習を履修するためには、3年次（4月及び10月）の諸手続を要し、教育実習担当教員及び各教科教育法（栄養教諭の場合は栄養教諭概論）担当教員の指導を受けるとともに、以下に示す履修資格を満たすことが必要である。

- ①教育実習履修年度に4年生で卒業見込の者。
- ②卒業必要単位を100単位以上修得している者。
- ③前年度までに、教育の基礎的理解に関する科目等（第4-1表、第4-2表）の「教育学概論A」「教職論」「生徒指導（進路指導の理論及び方法を含む）」「教育心理学」「教育学概論B」「教育方法（コンピュータ活用を含む）」「特別支援教育」「道徳教育の理論と指導法」「教育課程論（総合的な学習の時間の指導法を含む）」「特別活動論」「教育相談（カウンセリングを含む）」及び教科及び教科の指導法に関する科目（第6表～第18表）の教科・学校種ごとに必要な「教科教育法」をすべて修得している者。

なお、高等学校免許状のみの場合は、「道徳教育の理論と指導法」を除く。また、栄養教諭免許状の場合は、「教科教育法」の代わりに「栄養教諭概論A」「栄養教諭概論B」を修得すること。

ただし、「教科教育法」を除く未修得科目が1科目のみの場合には、例外的に教育実習を認めることがあるため、教職課程センターへ相談すること。

- ④2年生・3年生時に教職課程センターから履修カルテのチェックを受けている者。
- ⑤心身ともに健康で人物・学力面において教員として適格であり、教職に従事するという明確な目標を持っている者。

(注) 教員採用試験の受験を条件としている実習校もある。

- (2) 教育実習の履修は、4年次4月に発表する教育実習生名簿の登録をもって許可するが、登録後も指導を充分受けない場合は、教育実習の許可を取り消すことがある。
- (3) 教育実習事前・事後指導

①教育実習事前指導

教育実習に向けて、教育実習担当教員及び各教科教育法（栄養教諭の場合は栄養教諭概論）担当教員により指導を行う。

期間 4年生の4月～5月（時間割参照）

②教育実習事後指導

教育実習終了後、教育実習担当教員により指導を行う。

（日時及び教室等については、掲示により指示する）

(4) 教育実習校について

教育実習希望者は実習実施の前年度のうちに各自の出身の中学校又は高等学校（栄養教諭は小学校又は中学校）に足を運んで、予め内諾を得なければならない。（詳細は実習実施

前々年度 2 月もしくは 3 月の内諾ガイダンスで説明する)

ただし、実習教科によっては自分の出身校で実習ができない場合がある。

したがって、できる限り多くの教科・学校種の教職課程を履修しておくことが望ましい。

(教育実習はいずれか一教科で行えばよい)

(例)

社	会→中学校で実施
公	民→高等学校で実施
商	業→商業科のある高校学校 ※出身校に商業科がない場合は、注意が必要
情	報→高等学校で実施 ※出身校に情報科がない場合は、注意が必要
栄	養→小学校又は中学校で実施

(5) 教育実習費について

教育実習生名簿に登録された者は、教育実習費 10,000 円を納入しなければならない。

一度納めた実習費は理由の如何にかかわらず返還しない。

実習費の納入時期は、教育実習実施年度前期とする。その納入方法については、教育実習実施年度のオリエンテーションで説明する。

(6) 教育職員免許状申請について

教育職員免許状（「栄養教諭」を除く）の申請は、大学から埼玉県教育委員会（坂戸キャンパス）・東京都教育委員会（紀尾井町キャンパス）に一括して行う。申請手続については 4 年生 10 月の教育職員免許状一括申請説明会で説明する。

なお、「栄養教諭」の免許状は、管理栄養士免許所有が前提となるため一括申請ではなく、4 月以降に各都道府県の教育委員会での個人申請となる。

3 介護等体験について

介護等体験とは、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校的教諭一種免許状の授与を受けようとする者は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらとの交流等の体験（介護等の体験）を行うものとする。（教育職員免許法の特例）

(1) 介護等体験の内容

社会福祉施設等及び特別支援学校〔盲・ろう・養護学校〕において、受入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入れ施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験を行うものとする。

(2) 介護等体験を行う学年

①原則的に、3 年次に体験を行うものとする。

②体験の実施に当たっては、実施の前年度のうちに、申請を行わなければならない。

（詳細は 2 年次のガイダンスで説明する。日時及び教室については、掲示により指示する。）

(3) 介護等体験の期間

教育職員免許状の取得要件として、7日間の体験を行うものとする。

なお、体験期間の内訳としては、社会福祉施設等5日間、特別支援学校〔盲・ろう・養護学校〕2日間とする。

(4) 「介護等体験実習（事前及び事後指導を含む）」の履修について

介護等体験を行う年度に「介護等体験実習（事前及び事後指導を含む）」（自由科目・中学校一種免許状取得者は必修）を履修し、単位を修得しなければならない。

(5) 介護等体験に関する証明書

教育職員免許状申請に当たって、本学で指定する介護等体験に関する証明書の提出を求める。

(6) 保険の加入について

介護等体験に伴う予期せぬ事故等に備え、それらに係わる保険の加入が必要とされる。これらの経費は自己負担となり別途徴収する。

(7) 介護等体験必要経費について

介護等体験費として、体験手続時に別途徴収する。

(8) 介護等体験の免除について

介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者は、介護等体験が免除になる。詳しくは教職課程センターまで。

※ 教職課程に関する問い合わせ先 | 坂戸キャンパス（教職課程センター3号館1階）
紀尾井町キャンパス（3号棟教学事務室）

教職課程年間行事予定表（坂戸キャンパス）

	1年生	2年生	3年生	4年生
4月上旬 中旬 下旬	・教職課程ガイダンス	・教職課程ガイダンス	・教職課程ガイダンス ・介護等体験事前指導 ・介護等体験講演会 ・介護等体験実施 5月から1月までの間を予定し、7日間の体験を必要とする。 *施設によって体験の時期は異なる。	・教職課程ガイダンス ・教育実習についての総論 ・教育実習講演会 ・教育実習事前指導 (免許教科別) (4月中旬～5月中旬 全4回)
5月			・教育実習内諾書提出	・教育実習
6月				
7月				・教育実習事後指導 (7月中旬 2回)
8月				
9月				
10月				・教育職員免許状一括申請 説明会 ・教育職員免許状一括申請 関係書類提出
11月		・介護等体験申請 ガイダンス		・教育実習事後指導 (後期実習者)
12月		・介護等体験申請 書類提出		
1月				
2月		・はしか風しん抗体検査 (介護等体験予定者)	・はしか風しん抗体検査 (教育実習予定者)	
3月		・教育実習内諾ガイダンス ・介護等体験ガイダンス		・教育職員免許状交付 (学位記授与式)

教職課程年間行事予定表（紀尾井町キャンパス）

	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生
4月	・教職課程ガイダンス	・教職課程ガイダンス ・教職課程履修登録カード受付	・教職課程ガイダンス ・介護等体験ガイダンス及び事前指導	・教職課程ガイダンス ・教育実習事前指導 (4月中旬～5月中旬全4回)
5月			・教職課程ガイダンス ・介護等体験実施 5月～12月までを予定し、7日間の体験を必要とする。 ・教育実習内諾書提出	・教育実習
6月			・教職課程ガイダンス	
7月				・教育実習事後指導 (前期実習者)
8月				
9月				
10月				・教育職員免許状一括申請説明会 ・教育職員免許状一括申請関係書類提出
11月				・教育実習事後指導 (後期実習者)
12月		・教職課程ガイダンス		
1月			・介護等体験事後指導	
2月		・教職課程ガイダンス ・はしか風しん抗体検査 (介護等体験予定者)	・はしか風しん抗体検査 (教育実習予定者)	
3月				・教育職員免許状交付 (学位記授与式)